

公益財団法人富山県新世紀産業機構における会計監査人業務委託仕様書

1 名称

公益財団法人富山県新世紀産業機構における会計監査人業務

2 目的

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に基づき、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「財団」という。）は、会計監査人を設置することが義務付けられている。

また、財団定款（以下「定款」という。）第19条第1項の規定に基づき、当該会計監査人は財団評議員会（以下「評議員会」という。）が選任することになっている。

そこで、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施を見込める会計監査人候補者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第63条第1項及び第177条に基づき評議員会に提案するため、プロポーザル方式により選定する。

3 業務の内容

一般法人法第107条第1項の規定に基づく、計算書類（一般法人法第123条第2項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書についての監査の実施並びに監査報告の作成等として、以下の業務を行うこととする。

(1) 計算書類について、法令等の規定に基づき行う監査業務

- ・ 予備調査、監査計画の策定
- ・ 期中監査
- ・ 期末監査
- ・ 監査報告書の提出

(2) 法人理事・監事との連携業務

- ・ 監査計画についての説明、意見交換
- ・ 監査報告書についての説明、意見交換
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等

(3) 法人の内部監査部門との情報共有、連携業務

(4) 会計全般についての助言、相談対応業務

4 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士による監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこと。

契約締結後、企画提案書に記載の者がやむを得ない理由により交代する場合は同等以上の者を充てること。

5 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の趣旨に従い、厳密にかつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。この義務については、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

本監査業務に関して、委託者（財団）から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに業務終了後、速やかに返却又は法人の承認を得て廃棄すること。

本業務に関して、委託者（財団）から提供を受けた資料等について、委託者の許可なく複写又は複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。

6 法人の概要

法人の概要、財務諸表及び実施事業等については、下記ホームページにて公開している。

<https://www.tonio.or.jp/zaimu/>